## 適用除外の 屋外広告物

適用除外の屋外広告物の種類と内容、そして禁止地域等での取扱いは次のとおりです。 このうち、自家広告物については次の頁に基準を掲載してあります。

△許可が必要な場合もある

屋外広告物の区分	内 容	禁止地域 等でも 出せる	でも	立	で	守るべき基準や条件など
法令の規定により 表示する広告物	建築基準法、道路法、その他の法令の 規定に基づき表示するもの	0	0	0	0	
選挙運動のために 表示する広告物	公職選挙法による選挙運動期間中に、 同法の規定に基づき表示するもの	0	0	0	0	
国等が表示する 広告物	国又は地方公共団体が公共的目的を もって表示するもの	0	0	0	0	次のいずれにも該当する場合は協議が必要・建造物又はその敷地以外の場所に表示し、又は設置されるもの・表示し、又は設置しようとする期間が1年を超えるもの・上端の高さが地上から10mを超え、又は表示面積が10mを超えるもの
寄贈者名を表示する ための広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名 等を表示するもの	0	0	0	0	表示面積は、表示方向から見た施設等の面 積の20分の1以下で、かつ0.5㎡以下
自家広告物	自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は 自己の事業の内容を、自己の住所又は事業 所、営業所若しくは作業場に表示するもの	0	×	×	Δ	次頁の基準表による
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の 必要に基づき表示するもの	0	×	×	0	1個の表示面積は2㎡以下であること
禁止物件の管理用 広告物	禁止物件にその所有者等が管理上の必要 に基づき表示するもの	0	0	0	_	1個の表示面積は2㎡以下であること
禁止物件の自家広告物	禁止物件にその所有者等が自己の氏名、 名称、店名、事業内容などを表示するもの	×	0	×	×	石垣、擁壁→5㎡以下 送電塔、展望塔、ガスタンクなど→15㎡以下
冠婚葬祭等の 広告物	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示する もの	0	×	0	0	
催し物用の広告物	講演会、展覧会、音楽会等のために、その 会場の敷地内に表示するもの	0	×	×	0	
タクシーに表示 される広告物	他者の屋外広告物を表示するもの	0	_	_	0	表示面積は、各側部1㎡以下、後部は0.3㎡ 以下
バスに表示される 広告物	他者の屋外広告物を表示するもの	0	_	_	0	表示面積は、底部を除く3/10以下で、窓、 ドア等のガラス面は不可
自己の自動車又は貨物 自動車に表示するもの		0	_	_	0	
人、動物、車両、船舶に 表示する広告物	人、動物、車両(自動車を除く)及び船舶 を利用して表示するもの	0	_	_	0	
公共掲示板に表示する 広告物	地方公共団体が設置する公共掲示板に、 その団体の許可等を得て表示するもの	0	_	_	0	
案内用の広告物	公共目的又は公衆の利便に供する目的の ために示す道標、案内図板など	0	×	×	×	許可が必要 表示面積は10㎡以下
営利を目的としない 立看板など	政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のための立看板、はり紙、はり 札、広告旗	×	×	0	0	・はり紙又ははり札の表示面積は1㎡以下、立 看板(脚部を含む)又は広告旗(表示面に限る) は縦1.8m以下、横0.6m以下 ・広告旗は高さが3m以下で、道路上に突き出 さないこと ・表示の始期と終期を明示。立看板、はり札、 広告旗の場合は、表示者の氏名、住所も明示。 ・表示期間は15日以内
工事現場の仮囲いに 表示される広告物	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和 した絵又は写真	0	×	_	0	工事施工者等の氏名、名称、店名、又は商標を表示する場合は、仮囲いの平面積の20分の1以下であること
ガスタンク、水道タンク などのタンクに表示 される広告物	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和 した絵又は写真	×	0	_	×	